

# 安全保障貿易管理について

～大学・研究機関向け～



平成28年5月  
経済産業省  
安全保障貿易検査官室

# 目次



1. 安全保障貿易管理の必要性
2. 我が国の安全保障貿易管理制度
  - (1) リスト規制
  - (2) キャッチオール規制
  - (3) 大学等の審査手続き
3. 違反に対する罰則
4. 問い合わせ先



# 1. 安全保障貿易管理の必要性

## 調達活動及び流出事案の例



「●国は、我が国において先端技術保有企業、防衛関連企業、大学・研究機関等に研究者、技術者、留学生等を派遣し、先端技術に関する情報収集活動を行っており……」

(『警察白書(平成27年版・26年版』より)

<海外における流出事案の例(未遂を含む)>

- ①A国T大学R教授： 無人航空機に関する技術情報をC国人に違法提供し、逮捕。
- ②A国I大学C国人留学生： 軍用センサーを無許可でC国に輸出しようとして逮捕。
- ③C国人L氏： ミサイル等の誘導システムに関する技術情報を、勤務先のA国企業から盗み、C国の研究機関等にプレゼン。同氏は逮捕。
- ④ N国： C国企業から輸入したトレーラーをミサイルの発射台付き車両に改造。



【日本製品が懸念用途に使用された例】

1. 日本製の三次元測定器がリビアの核開発関連施設で発見(2004)
2. 日本製の真空ポンプが北朝鮮の核関連施設で発見(2007)

# 大学や研究機関にとっての輸出管理とは①

## ● 大学・研究機関にとっての「輸出管理」とは何か？

- 平和利用のための自由な研究が大量破壊兵器等の懸念活動に利用されないように管理すること。コンプライアンス(法令遵守)の一環として、「研究やその成果について適切な管理が要求されている」とも言い換えられる
- 大学や研究機関も、外為法上の「貨物の輸出」や「技術の提供」に当たる事例を先ずは理解することが重要

### ★ 「技術の提供」の具体的な手段

技術データ: 紙などの文書や図面、磁気媒体等に格納、通信回線  
(電話、FAX、コンピュータ回線など)、船積み・航空便、  
ハンドキャリー etc.

技術支援: 技術者の派遣・受入、研修・指導、共同開発、研究活動

## 大学や研究機関にとっての輸出管理とは②

### ● 「貨物の輸出」にあたる事例

- 研究室で使っている外国製の機械が壊れてしまった。修理のために一旦返品した
- 海外での学会に参加するために手荷物でサンプル品を携行した
- 共同研究の成果物を提携先の海外研究機関に送った
- 「友人から頼まれたから渡しておいて」と言われ、海外出張の際に荷物を託された

### ● 「技術の提供」にあたる事例

- 共同研究相手から設計図の送付を頼まれたのでFAXで送信した
- 共同で論文を執筆しており、自分の実験データを添付ファイルにつけてメールを送信した
- 海外出張の際にパソコンとUSBメモリーを携行した

### ● 「貨物の輸出」及び「技術の提供」の両方にあたる事例

- 海外の研究機関と共同研究を実施している場合
  - ・ 現地で実験が必要だったので、観測機材を持ち込み、観測を実施。  
現地で観測後、データ比較をするため、日本での観測データを持ち出した。  
データは海外の研究機関と共有している

## 大学や研究機関にとっての輸出管理とは③

- **大学・研究機関**にとって**安全保障貿易管理**は密接な関係にある
- 様々な場面で「**貨物の輸出**」と「**技術の提供**」が発生

技術提供の機会	具体例	主な注意点
留学生・外国人研究者の受入れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○実験装置の貸与</li> <li>○技術情報をFAXやUSBメモリを用いて提供</li> <li>○電話や電子メールでの提供</li> <li>○授業、会議、打合せ</li> <li>○研究指導、技能訓練 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○居住性</li> <li>○公知の技術</li> <li>○基礎科学分野</li> <li>○再提供の可能性</li> <li>○帰国時の持ち出し</li> <li>○外国ユーザーリスト</li> </ul>
他大学や企業との共同研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>○実験装置の貸与</li> <li>○技術情報をFAXやUSBメモリに記憶させて提供</li> <li>○電話や電子メールでの提供</li> <li>○会議、打合せ など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○居住性</li> <li>○公知の技術</li> <li>○基礎科学分野</li> <li>○商品開発の狙い</li> <li>○外国ユーザーリスト</li> </ul>
研究試料などの持ち出し	<ul style="list-style-type: none"> <li>○サンプル品の持ち出し</li> <li>○自作の研究資機材を携行 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○外為法上の「貨物」</li> <li>○外為法上の「輸出」</li> </ul>
施設見学	<ul style="list-style-type: none"> <li>○研究施設の見学</li> <li>○工程説明、資料配付 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公知の技術</li> <li>○再提供の可能性</li> </ul>
非公開の講演会・展示会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○技術情報を口頭で提供</li> <li>○技術情報をパネルに展示 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公知の技術</li> </ul>




## 2. 我が国の安全保障貿易管理制度 (1) リスト規制



# リスト規制とは

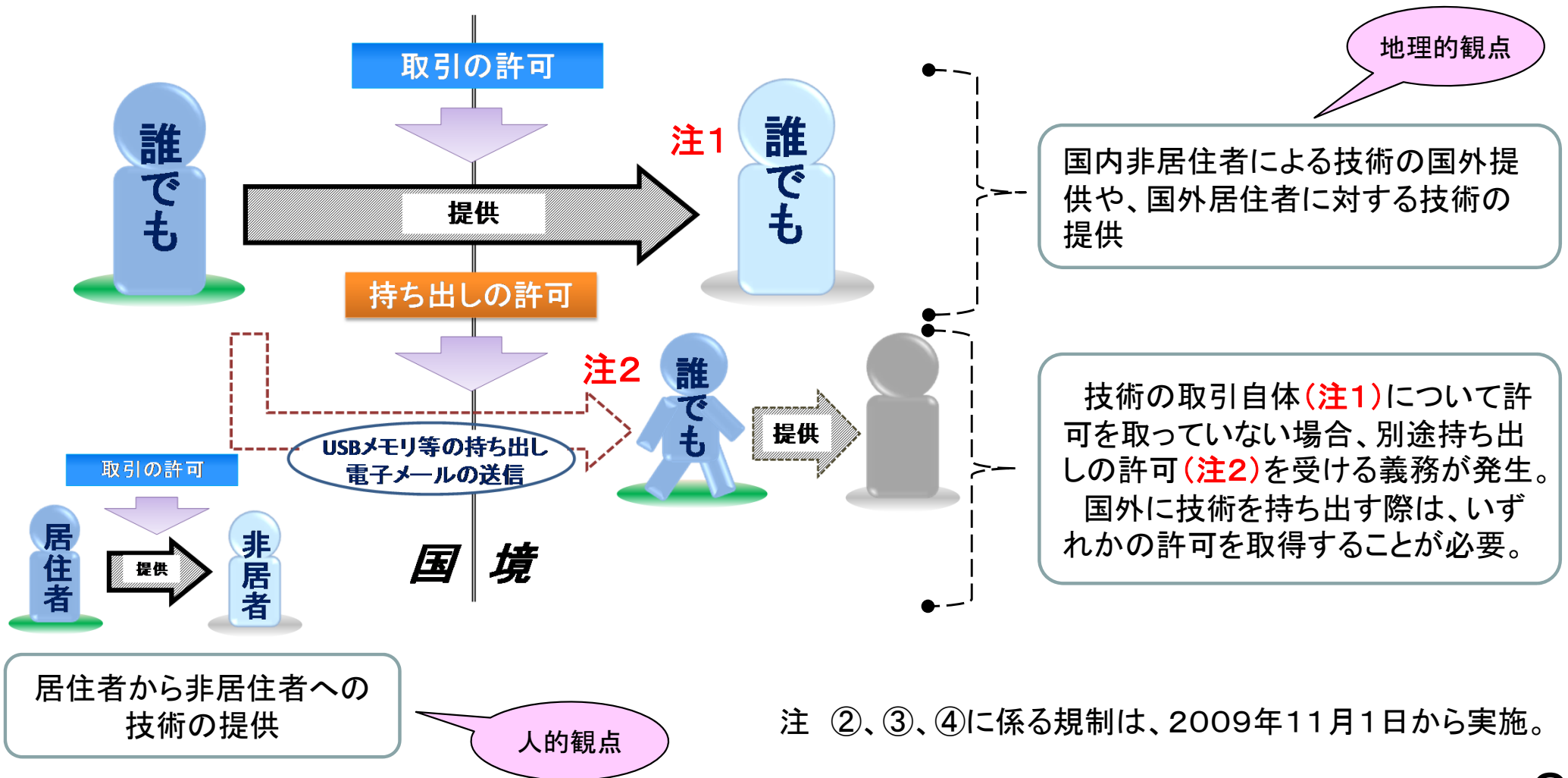
輸出しようとする貨物が「輸出令・別表第1」の1～15項、又は提供しようとする技術が「外為令・別表」の1～15項の項目に該当し、かつ、「貨物等省令」に該当する仕様を有する場合は、経済産業大臣の許可が必要となる制度。

- 国際的な合意を踏まえ、武器及び大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの高いものを規制
- 「輸出令・別表第1」「外為令・別表」の品目であり、「貨物等省令」に規定された仕様(スペック)※に該当する場合は**必ず輸出等の許可が必要**
- 全地域向けが対象  **用途、需要者にかかわらず、海外の自社工場や日系企業への輸出でも許可が必要！**
- 輸出しようとする貨物、又は提供しようとする技術が法令で規制されているものであるか否か判定することを該非判定という。

(注)貨物等省令： リスト規制貨物・技術の詳細な仕様(スペック)を規定している法令  
(=輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令)

# 技術(役務)取引に対する規制

大量破壊兵器及び通常兵器の開発等に転用可能な特定技術の流出を防止する観点から、特定の技術を①居住者から非居住者に提供することを目的とする取引、②外国において提供することを目的とする取引、これら取引に係る規制を補完するため、③特定の技術を持ち出す行為、④特定の技術の電子データの外国への送信行為を行う場合に許可が必要。



# 規制対象技術の内容(種類)

輸出貿易管理令別表第1に該当貨物に関連する技術が規制対象

## 一連の製造過程の前段階のすべての段階

### 設計

設計研究、設計解析、設計概念、プロトタイプ製作及び試験、パイロット生産計画、設計データ、設計データを製品に変化させる過程、外観設計、総合設計、レイアウト 等

## すべての製造過程

### 製造

建設、生産エンジニアリング、製品化、統合、組立／アセンブリ、検査、試験、品質保証 等

## 設計、製造以外の段階

### 使用

操作、据付、保守(点検)、修理、オーバーホール、分解修理  
ただし、外為令別表の1の項に係る技術にあつては、設計、製造以外の段階

ポイント

必要な技術



規制の性能レベル、特性若しくは機能に到達し又はこれらを超えるために必要な技術



非該当貨物の製造に適用される場合でも規制されることがある。



## (2) キャッチオール規制

# 大量破壊兵器等キャッチオール規制

リスト規制品以外であっても、大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣の許可が必要となる制度。

対象となるもの

リスト規制に該当しない全品目(ただし、食料品、木材等は除く。)

└─── 特に注意; 懸念の強い貨物例 40品目

対象地域

輸出管理を厳格に実施している27カ国(ホワイト国)を除く地域

## 許可が必要となる要件

(1) 経済産業省による判断 ➡ **インフォーム要件**

✓ 経済産業大臣より輸出許可申請をするよう通知を受けた場合

(2) 輸出者による判断 ➡ **客観要件**

① **用途要件(使用目的)**

✓ 輸入先等において、大量破壊兵器等の開発等に用いられるか否か

② **需要者要件(顧客)**

✓ 輸入者・需要者が大量破壊兵器等の開発等を行う(行っていた)か否か

✓ 外国ユーザーリスト掲載の企業・組織か否か

# 通常兵器キャッチオール規制

リスト規制品以外であっても、通常兵器の開発、製造又は使用に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣の許可が必要となる制度。

対象となるもの	リスト規制に該当しない全品目 (ただし、食料品、木材等は除く)	リスト規制に該当しない全品目 (ただし、食料品、木材等は除く)
対象地域	国連武器禁輸国・地域 <sup>注1</sup>	一般国 <sup>注2</sup>
許可が必要となる要件	<p><b>インフォーム要件</b> 輸出許可申請をするよう経済産業大臣より通知を受けた場合</p> <p><b>客観要件</b> (用途要件のみ) 輸入先等において、通常兵器<sup>注3</sup>の開発等に用いられるか否か</p>	<p><b>インフォーム要件</b></p>

注1) 国連武器禁輸国・地域(輸出令別表第3の2対象地域)

アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、コートジボワール、エリトリア、イラク、レバノン、リベリア、リビア、北朝鮮、ソマリア、スーダン

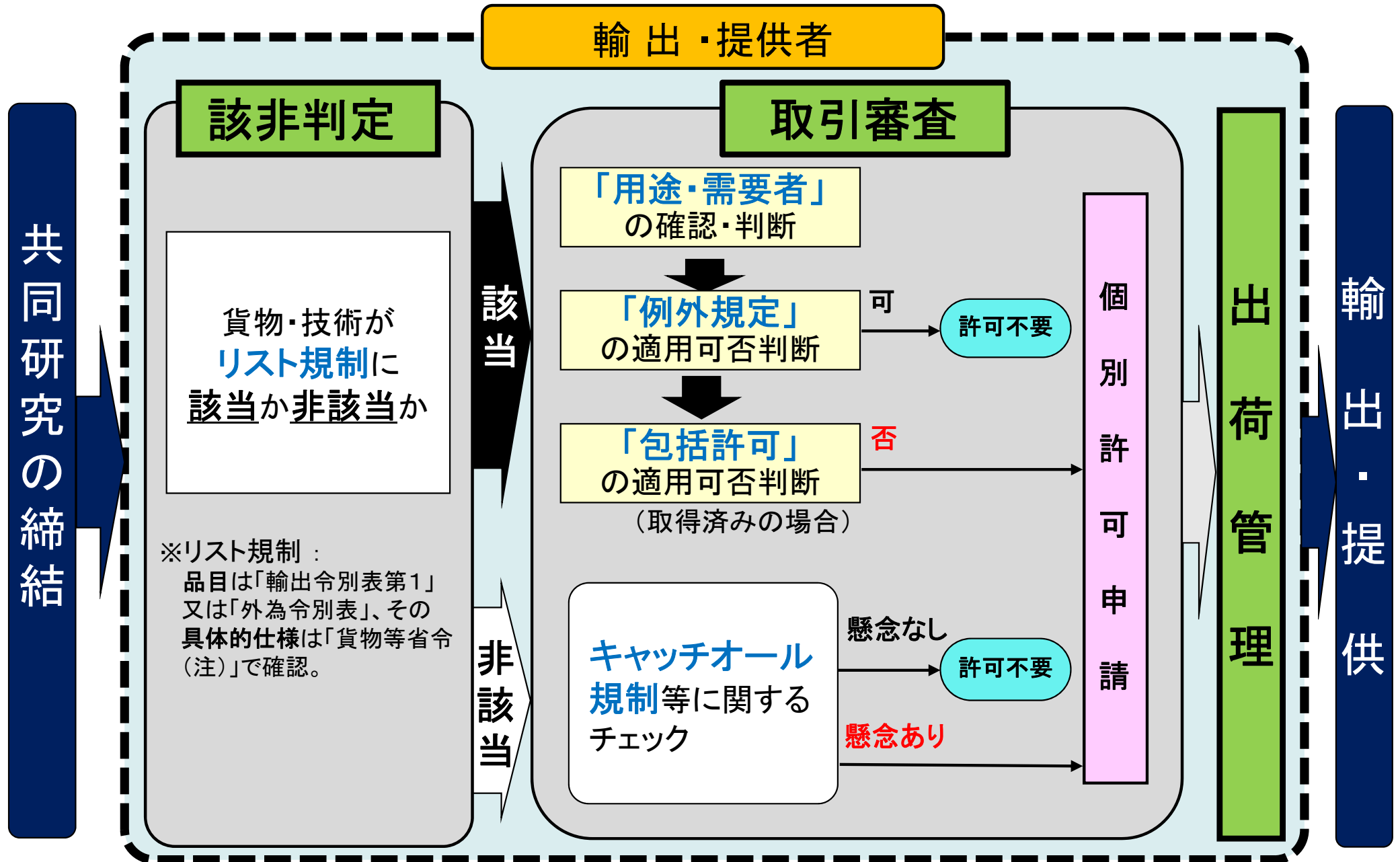
注2) ホワイト国、国連武器禁輸国・地域を除く全ての国 (イラン、シリア、中国、ロシア等 )

注3) 通常兵器: 核兵器等を除く輸出令別表第1の1項に該当する貨物



## (3) 大学等の審査手続き

# 審査手続の流れ



(注) 貨物等省令： リスト規制貨物・技術の詳細な仕様(スペック)を規定している法令  
(=輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令)





### 3. 違反に対する罰則

# 違反に対する罰則

規制対象となる貨物・技術を、許可を取らずに輸出・提供してしまうと、法律に基づき、罰せられる場合がある。

## 刑事罰

- ・ 10年以下の懲役
- ・ 1000万円以下の罰金

ただし、当該違反行為の目的物の価格の5倍が1000万円を超える場合、当該価格の5倍以下の罰金。

法律以外の影響も甚大！

- ・ 組織イメージの悪化
- ・ 社会的制裁
- ・ 株主代表訴訟 など

## 行政制裁

- ・ 3年以内の、物の輸出・技術の提供の禁止

経済産業省からの  
違反企業に対する警告



注) 違反行為について自主的申告があった場合には、処分等において考慮されることがある。

公表を伴う行政制裁、警告以外に再発防止に重点を置いた経緯書(原則非公表)等対応もある。



## 4. 問い合わせ先

# 許可申請・各種問合せ先

1. 許可申請先は、HPの「申請手続き」の「個別許可申請」の「申請書類・窓口一覧」から閲覧可。指定の申請窓口に、様式・添付書類を準備したうえで申請！



貨物及び仕向地により申請窓口が異なるので要確認。

2. 問合せ等は、内容に応じて連絡を！

- (1) 制度概要や法令解釈の質問、HPへの意見

**安全保障貿易管理課 TEL: 03-3501-2800**

- (2) 申請手続き、該非判定の法令の解釈の相談、キャッチオール規制事前相談、包括許可制度に対する質問

**安全保障貿易審査課 TEL: 03-3501-2801**



- ✓ 「リスト規制」は、該当する規制リスト項目、輸出貨物(技術)の技術的仕様を用意して連絡を！
- ✓ 「キャッチオール規制」は、仕向地、用途チェックリスト、顧客チェックリストを用意して連絡を！

- (3) 輸出管理内部規程(CP)に対する質問／不正輸出の連絡

**安全保障貿易検査官室 TEL: 03-3501-2841**

- (4) 輸出管理に対する一般的な質問

**安全保障貿易 案内窓口 TEL: 03-3501-3679**

経済産業省では、HPにてQ&A(計31問)を公表し、大学・研究機関でのルール及び運用等を明確化しているので、是非参照を！